

「移動通信分野におけるインフラシェアリングに係る電気通信事業法  
及び電波法の適用関係に関するガイドライン(案)」  
に対して提出された御意見とこれに対する総務省の考え方

【意見募集期間:平成30年11月3日(土)~同年12月3日(月)】

【意見提出:9件(法人7件、個人1件、地方公共団体1件)】

【意見提出者】

(意見受付順・敬称略)

	意見提出者
1	個人
2	一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟
3	鹿児島県
4	株式会社JTOWER
5	株式会社NTTドコモ
6	株式会社ケイ・オプティコム
7	KDDI株式会社
8	ソフトバンク株式会社
9	株式会社USEN

提出された御意見	御意見に対する総務省の考え方	提出された御意見を踏まえた案の修正の有無
総論		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「第5世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設に関する指針案」にて、5Gの自営等の利用できる割当枠(以下、地域バンド)が確保されたように、今後地域事業者による無線の活用が一層拡大することが予想されます。</li> <li>・本ガイドライン案は、地域事業者がこのような多様な事業形態を展開するための環境整備につながると考えられることから、同案に賛同いたします。</li> <li>・本ガイドライン案が想定するインフラシェアリング事業について、地域事業者がインフラの提供側または利用側のいずれの立場においても展開しやすい環境であるとともに、地域事業者が無線を活用していくために必要な全国事業者とのローミング等の接続環境の実現に向けた制度設計を引き続き要望いたします。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】</p>	<p>本ガイドライン案への賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>
<p>【総論】</p> <p>当社は、移動通信事業者様に向けて主にビル内の携帯電話等設備のシェアリングサービスを提供している会社ですが、来年度より愈々5Gサービスの提供が期待されている当時期にあたり、本ガイドライン(案)が公表されたことは時機を得た適切な取り組みであると共に、本ガイドラインの策定はインフラシェアリングの導入推進に資するものと考えます。</p> <p>従来日本においては、諸外国と比して、鉄塔等の工作物をはじめとしたインフラシェアリングは事業上やむを得ない場合など、限定的なケースでの利用に留まり普及が遅れていましたが、本ガイドラインの「目的」にも記載のあるとおり、インフラシェアリングは本来、基地局等設備の設置場所の有効活用や景観上の配慮等の社会的効果の高い取り組みとなります。</p> <p>加えて、移動通信事業者様においても設備投資、ランニング費用の低減効果が期待できること</p>		

<p>から、携帯電話料金の低廉化にも寄与が見込まれ、この点においても、政府の政策にも合致するものです。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社 JTOWER】</p>		
<p>本ガイドラインにおいて、インフラシェアリングに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係を明確化されたことに賛同します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社 NTTドコモ】</p>		
<p>1. ガイドラインの目的</p>		
<p>第5世代移動通信システム(5G)が地方の隅々まで整備されることを望む者として、ガイドラインの目的を以下を参考に修正されることを強く望む。</p> <p>1 ページ目最終段落</p> <p>(原案)なお、移動通信ネットワークの構築に当たり、周波数の割当てを受けた移動通信事業者は自らネットワークを構築して事業展開を図ることが原則であり、インフラシェアリングについて本ガイドラインにより新たな規制の導入を企図するものではない。</p> <p>(修正案)なお、移動通信ネットワークの構築に当たり、周波数の割当てを受けた移動通信事業者は自らネットワークを構築して事業展開を図ることが原則であるが、設置が制限される場合やルーラルエリアなど不採算地域においては本ガイドラインによるインフラシェアリングを積極的に活用することが求められる。</p> <p>5G が地方の隅々まで普及するためには、電気通信事業者が自ら通信網を張り巡らすことが非常に重要だと考える。</p> <p>これまでの携帯電話網に関しては、採算のとれない地方ではその整備がなかなか進まず、地方公共団体が国の補助金等の制度を使い整備を行ってきた。</p> <p>電気通信事業者はトータルでは儲けているのに、採算のとれないとの理由で地方の設備投資を敬遠してきた。</p> <p>5G では、電気通信事業者が自ら地方の不採算地域まで整備を行うような制度設計が必要と考えており、今回のガイドラインは不採算地域における電気通信事業者の投資コストを低減するもの</p>	<p>インフラシェアリングの活用については、周波数の割当てを受けた移動通信事業者は自らネットワークを構築して事業展開を図ることが原則であり、設備競争を進める中で事業者の判断において行われるべきものであり、義務的な記載を盛り込むことは適当ではないと考えております。</p> <p>なお、ルーラルエリア等の整備については、第5世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設に関する指針における地方部への早期サービス開始や全国への展開可能性の確保を目的とした要件を踏まえつつ、インフラシェアリングの活用を含め、移動通信事業者において積極的な整備が進むことが期待される所です。</p>	<p style="text-align: center;">無</p>

<p>で、電気通信事業者が自らルーラルエリアまで整備を行うことに一歩近づいたものと捉えている。</p> <p>しかし、目的に「新たな規制の導入を企図するものではない」と記載することは、地方が期待する電気通信事業者の自主的整備とは異なった結果を生むと思われる。</p> <p>不採算地域においても事業者自らが5Gを整備するために、このインフラシェアリングが積極的に活用されることを強く望むものである。</p> <p style="text-align: right;">【鹿児島県】</p>		
<p>2. インフラシェアリング事業の範囲と事業形態</p>		
<p><b>【都市圏の地下街や商業施設内での5Gインフラシェアリングの重要性】</b></p> <p>今回のインフラシェアリングに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン内の「インフラシェアリング事業の範囲と事業形態」の説明では、レピーター(スモールセル)等の建物内設備についてのインフラシェアリングへの明言はありませんでしたが、5Gの周波数特性上、商業施設が密集する都市圏においては、地下街や商業施設内へのレピーター(スモールセル)の設置が必要不可欠と考えますが、投資に見合う経済効果という点で、一般消費者の携帯通信市場の飽和状況を鑑みると、これ以上のARPU向上が見込めないことから、都心部ではLTE設備を併用するNSR(Non Stand Alone)での提供が長期化し、本来の5Gの特徴を活かせるSA(Stand Alone)でのサービスの普及が遅れることが懸念されます。</p> <p>一方で、全国の60万件以上の商業施設にBGM放送を提供している当社(USEN)では、都市圏の地下街や商業施設内のラスト1マイルに衛星設備や同軸ケーブル等の放送用インフラを多数保有しておりますが、それら既存のロケーションと施工運用体制を有効活用することで、都心部の「縦」に対するレピーター(スモールセル)の整備推進の一助として、5Gの早期普及に貢献できるのではないかと検討しています。</p> <p>以上、真の意味での5Gの早期普及を図る上で、都心部の「縦」への電波環境整備にも配慮が必要であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社USEN】</p>	<p>本ガイドライン案の対象とするインフラシェアリング事業の範囲については、ビル屋上やルーラルエリア等の屋外のみならず、御指摘の都市圏の地下街や商業施設内にも含まれるものであり、これらの場所におけるインフラシェアリングの活用も期待しているところです。</p>	<p style="text-align: center;">無</p>

3. 鉄塔等の使用に係る電気通信事業法及び電波法の適用関係		
<p>【総務省案】</p> <p>電柱・管路ガイドラインには、工作物等の提供に当たっての原則として、 ～(略)～</p> <p>鉄塔等シェアリング事業者が遵守すべき標準的な取扱方法は、主に次のとおりである。</p> <p>【意見】</p> <p>本ガイドラインに規定された提供原則、提供条件等の考え方については、インフラシェアリング市場は未だ発展途上であり、ルールの一画一硬直化が事業インセンティブを損なうことがないよう柔軟な運用が必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社 JTOWER】</p>	<p>「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」(平成13年4月総務省。以下「電柱・管路ガイドライン」といいます。)は、鉄塔等について貸与時の標準的な取扱いを規定するものであり、公正性、無差別性等の原則に反しない限り、両当事者の合意によりこれと異なる契約を締結することを妨げるものではありません。</p> <p>なお、本ガイドライン案は、インフラシェアリングの活用による移動通信ネットワークの円滑な整備を推進する観点から、関係法令の適用関係についての明確化を図るものであり、本ガイドライン案により新たな規制の導入を企図するものではありません。</p>	<p>無</p>
<p>専ら賃貸のみを目的として、これまで無線鉄塔サービスを提供してきた当社としては、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 当社サービスは、これまで他の電気通信事業者に対して分け隔てなく鉄塔等を賃貸してきた実績があること</li> <li>• 賃貸用鉄塔をガイドラインの対象外としても、他の電気通信事業者への当該鉄塔の提供が期待可能であり、これからの 5G 時代においても同様であること</li> <li>• そもそもガイドラインは、設備保有者が自ら使用している設備を他の電気通信事業者にも使用させることを前提としたものであり、とりわけ貸与の対価の算定方法を専ら賃貸事業として行う場合にまで適用することとなれば、当該事業の継続が困難となるおそれがあること</li> <li>• この点、インフラシェアリング事業が停滞する事態を招きかねず、結果して 5G の効率的な展開、ひいては 5G の全国展開等への影響も懸念されること</li> </ul> <p>などから、インフラシェアリング事業者に対して料金設定の自由を奪うような過度な規制を設けることに反対します。</p>		

<p>なお、インフラシェアリング事業者として公正な対応が求められるという点は理解しますが、電柱・管路等ガイドラインのルールを一律に全て当てはめるのではなく、その規制範囲については5G 展開の動向等を見ながら慎重かつ最低限なものとなるよう検討すべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社ケイ・オプティコム】</p>		
<p>“本ガイドラインの策定時点における電柱・管路ガイドラインでは、空中線を設置するために使用することができる鉄塔等の設備の設備保有者に該当する者を電気通信事業者に限っているが、インフラシェアリング事業については、電気通信設備に該当しない鉄塔等の設備のみを移動通信事業者を使用させる事業形態も想定されることから、電 柱・管路ガイドラインを改正する”こととされていますが、電気通信事業者以外の鉄塔等シェアリング事業者を適用対象事業者に加えてしまうと、貸出義務やコストベースによる提供などの規制が及んでしまうため、民間の事業者による鉄塔等シェアリング事業に対する事業インセンティブが損なわれてしまい、期待したインフラシェアリングの促進に繋がらない恐れがあることから、過剰な規制とならないよう配慮が必要です。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>		
<p>5G時代にはNTTグループが一体的に仮想ネットワークを構築していくことが想定されるため、鉄塔その他の空中線の設置を目的とする設備保有者のうち、電柱・管路ガイドラインの対象とすべき設備保有者として、政府出資の特殊法人であるNTT持株会社傘下の法人を追加することが必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<p>電柱・管路ガイドラインの改正により、鉄塔等を移動通信事業者に提供しようとする者は、電柱・管路ガイドラインの対象に含まれることとしており、御指摘のNTT持株傘下の法人についても、鉄塔等を移動通信事業者に提供しようとする者であれば、当然にその対象者に含まれます。</p>	<p style="text-align: center;">無</p>
<p>NTT東西が鉄塔等シェアリング事業を営む場合には、第一種指定電気通信設備(光アクセス回線)と組み合わせて”電気通信設備” ”鉄塔等の工作物”を一体で貸し出すことが想定されるため、第一種指定電気通信設備制度で電柱・管路等の線路敷設基盤がコロケーションルールの対象として貸出ルールが整備されている点を踏まえ、当該設備については同等のルール化を行うことが必要と考えます。</p>	<p>仮に御指摘のような事例が生じる場合には、公正競争の確保等の観点から、第一種指定電気通信設備制度との関係及び行政における対応の必要性</p>	<p style="text-align: center;">無</p>

<p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p> <p>【総務省案】</p> <p>※ 本ガイドラインの策定時点における電柱・管路ガイドラインでは、空中線を設置するために使用することができる鉄塔等の設備の設備保有者に該当する者を電気通信事業者に限っているが、インフラシェアリング事業については、電気通信設備に該当しない鉄塔等の設備のみを移動通信事業者を使用させる事業形態も想定されることから、電柱・管路ガイドラインを改正することとし、本部分については、その改正が適用される日から適用する。</p> <p>【意見】</p> <p>仮に東日本電信電話株式会社殿または西日本電信電話株式会社殿がインフラシェアリング事業を行い、光アクセス回線等のボトルネック設備と同社の鉄塔等設備を一体で貸し出すような商品を提供する場合には、当該鉄塔等設備については第一種電気通信設備制度に係るコロケーションルールと同等の貸し出しルールが適用されるべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>等を検討していくこととします。</p>	
<p>4. 電気通信設備の使用に係る電気通信事業法及び電波法の適用関係</p>		
<p>【総務省案】</p> <p>インフラシェアリング事業において移動通信事業者を使用させる電気通信設備が空中線、その共用装置、中継装置、基地局のエントランス回線等の電波の発射等を制御しない設備であり、電気通信設備シェアリング事業者が当該設備を使用する基地局を運用しない場合は、無線局の免許(電波法第4条第1項)を要することなく当該事業を開始することができる。</p> <p>～(略)～</p> <p>【意見】</p> <p>本規定については、原則として、無線局免許を有しない事業者であっても、基地局設備等電気通信設備のインフラシェアリングを行うことができるものと認識しています。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社 JTOWER】</p>	<p>本ガイドライン案に記載のとおり、無線局の免許を要することなくインフラシェアリングを行うことができる場合がありますが、その無線局の免許の要否については、その基地局設備の運用形態等に応じ、個別具体的に判断されることとなります。</p>	<p style="text-align: center;">無</p>

<p>以下の点についてご検討願います。</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>「そのため、電気通信設備シェアリング事業者は、～(略)～、合理的な理由がない限り、これを拒んではならない。」の記載について、電気通信事業法第29条第1項第10号の条文を根拠としておりますが、条文の趣旨と異なると考えますので、「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」の記載と同様に、電気通信事業法第29条第1項第10号の条文に即して記載すべきであると考えます。</p> <p>(参考)</p> <p>電気通信事業法第29条第1項第10号</p> <p>十 電気通信事業者が電気通信設備の接続、共用又は卸電気通信役務(電気通信事業者の電気通信事業の用に供する電気通信役務をいう。以下同じ。)の提供について特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いを行いその他これらの業務に関し不当な運営を行つていることにより他の電気通信事業者の業務の適正な実施に支障が生じているため、公共の利益が著しく阻害されるおそれがあるとき。</p> <p>電気通信事業分野における競争の促進に関する指針 P18</p> <p>その他、電気通信事業者が、電気通信設備の接続又は共用について特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いを行いその他接続又は共用について不当な運営を行っていることにより他の電気通信事業者の業務の適正な実施に支障が生じているため、公共の利益が著しく阻害されるおそれがあると認められるときは、業務改善命令の対象となる(電気通信事業法第29条第1項第10号)。</p> <p style="text-align: right;"><b>【株式会社 NTT ドコモ】</b></p>	<p>本ガイドライン案における御指摘の部分の記載は、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第29条第1項第10号の具体的な適用例を記載したものであり、条文の趣旨と異なるものではありません。</p> <p>なお、業務改善命令の対象になるかどうかについては、事案の内容に応じ、個別具体的に判断されることとなります。</p>	<p style="text-align: center;">無</p>
<p>5. 工作物等及び電気通信設備の使用に共通の取扱い</p>		
<p><b>【総務省案】</b></p>	<p>本ガイドライン案は、インフラシェアリ</p>	<p style="text-align: center;">無</p>

<p>インフラシェアリング事業者が移動通信事業者との間で協議を行うに当たっては、移動通信事業者からその事業計画等に係る事項を含めて情報を聴取する必要が生じるが、インフラシェアリング事業者自身やこれと資本関係を有する者等が 移動通信事業を行う場合もあり得ることから、当該移動通信事業者の競争上の地位を危うくすることがないように、その聴取範囲を明確化することが必要である。</p> <p>～(略)～</p> <p>【意見】</p> <p>本規定については、インフラシェアリング事業者の聴取範囲について定めたものですが、他方、インフラシェアリング事業者と移動通信事業者との協議にあたっては、移動通信事業者側でもインフラシェアリング事業の主体となり得ることから、移動通信事業者側が取得するインフラシェアリング事業者の情報の取扱い等についても公正性が確保出来るよう相応の考慮が必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社 JTOWER】</p>	<p>ング事業を営む者についての関係法令の適用関係を記載しているものですが移動通信事業者がインフラシェアリング事業者から聴取・取得した情報についても公正性が確保されるべきことは当然であり、移動通信事業者が必要な範囲を超えてインフラシェアリング事業者から情報を聴取・取得した場合は、業務改善命令の対象(電気通信事業法第29条第1項第12号)となり得るところです。</p>	
6. ガイドラインの見直し		
<p>インフラシェアリングの普及を図るためには、専らインフラシェアリングを業とする事業者の果たす役割が重要です。</p> <p>それら事業者が円滑に事業展開をするにあたっては、移動通信事業者自らが行うシェアリング形態との間においても、公正・公平性が確保されることが必要不可欠となります。</p> <p>本ガイドライン策定を契機にし、定期的に市場のモニタリングを行うなど、インフラシェアリング事業の障壁となる課題の洗い出しとその課題の解決に向けた対応等PDCAサイクルの構築が必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社JTOWER】</p>	<p>本ガイドライン案は、技術・サービスの進歩やインフラシェアリングの進展の程度等を踏まえ、必要に応じて見直すこととしており、総務省としても、これらの状況を注視していきます。</p>	無
その他		

<p>インフラシェアリングの活用が更に進展していくためには、専らインフラシェアリングを業とする事業者の果たす役割がより重要と考えますので、国民生活に必要な不可欠な移動通信サービスのネットワーク構築の一旦を担うインフラシェアリング事業者が円滑な事業展開を行えるように、総務省殿におかれては、本ガイドラインを契機にして継続的な課題の抽出、制度の整備を要望します。具体的な項目の一つとしては、高度無線環境整備推進事業※、携帯電話等エリア整備事業等の補助金について、インフラシェアリング事業者についてもその対象に含めることの検討が必要と考えます。</p> <p>※総務省殿2019年度予算案より</p> <p style="text-align: right;">【株式会社 JTOWER】</p>	<p>高度無線環境整備推進事業及び携帯電話等エリア整備事業に関し、インフラシェアリング事業者が、電気通信事業者としてこれらの事業の対象となる電気通信設備を整備する場合には、当該事業の補助金の交付の対象者に含まれます。</p>	<p>無</p>
<p>「インフラシェアリング」においては、「携帯電話事業者(モバイルホーンオペレーター)」と「ISP(インターネットサービスプロバイダー)」の融合する事で競争力が上がる事と、私は思います。具体的には、「IP回線(インターネットプロトコル)」を導入している事で、携帯電話における基地局制御サーバに対して、インターネット回線が繋がる構造なので、既に回線の共有をしていると考えます。要約すると、情報を処理が出来る、ストレージのデバイスの問題が有り、「通信トラフィック(回線混雑)」の対策には、IoT機器の接続での限界が有ると考えます。</p> <p>インフラシェアリングにおける構造では、「衛星通信回線(サテライトシステム)」に重点が有ると考えます。具体的には、「5G(第5世代)」では、「衛星回線(サテライトシステム)、電話回線(テレコミュニケーション)、インターネット回線(ブロードバンド)」での「NR(New Radio)」と考えます。「6G(第6世代)」では、「衛星回線(サテライトシステム)、電話回線(テレコミュニケーション)、インターネット回線(ブロードバンド)、テレビ回線(ブロードキャスト)」での「NA(New Audio)」と考えます。要約すると、「5G」での「OFDMA(直交周波数分割多元接続)」が導入されており、サテライトシステムにおける「3GPP」での「W-CDMA方式及びGSM方式」が導入されていると考えますので、「エリア(セクター)」の構造での配置によるアンテナチューナーの強化により、サテライトシステムを高度化に出来る事と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>御意見は、本ガイドライン案に直接関係するものではないため、今後の施策の検討の際の参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>